## 公立大学法人青森公立大学学長選考会議規程(抜粋)

平成23年9月26日 規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款(以下「定款」という。)第 11条第9項の規定に基づき、同条第2項に規定する学長選考会議(以下「選 考会議」という。)の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項を定めるもの とする。

## (審議事項)

- 第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 学長の選考に関する事項
  - (2) 学長の任期に関する事項
  - (3) 学長の解任に関する事項
  - (4) その他選考会議に関し必要な事項

(委員の任期)

- 第3条 <u>選考会議の委員の任期は、当該選考会議の委員が有する経営審議会委員</u> 又は教育研究審議会委員の職の任期とする。
- 2 前項の任期が満了したときは、当該任期が満了した選考会議の委員(以下「委員」という。)を選出した経営審議会又は教育研究審議会において、速やかに後任の委員を選出するものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員の身分の喪失)

- 第4条 委員は、経営審議会委員又は教育研究審議会委員の職を有しなくなった とき及び自らが学長候補者となったときは、委員としての身分を失う。
- 2 前項の規定により委員に欠員が生じたときは、当該欠員となった委員を選出 した経営審議会又は教育研究審議会において、速やかに後任の委員を選出し、 これを補充するものとする。
- 3 前項に規定する補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 ~ 第8条 (略)

附 則(略)